

市営関下住宅 2 号棟屋上防水改修工事設計業務委託 特記仕様書

本業務委託は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省）」（以下、「標準仕様書」という。）のほか、魚沼市委託契約条項（令和 4 年告示第 159 号）（以下、「委託契約条項」という。）及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

1 名称

委託番号 令 8 現補都住委第 2 号

委 託 名 市営関下住宅 2 号棟屋上防水改修工事設計業務委託

2 業務の目的

本業務は、市営関下住宅 2 号棟屋上防水改修工事を施工するために必要な実施設計、設計図書の作成を行うことを目的とする。

3 業務の概要等

(1) 想定される主な工事内容

- ① 仮設工事
- ② 解体撤去工事
- ③ 屋上防水工事

(2) 概算工事費の算定

令和 8 年 10 月 9 日までに概算工事費を算定し、提出すること。

4 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。

5 対象施設の概要

- ・ 名称 市営関下住宅 2 号棟
- ・ 所在地 魚沼市堀之内 3982 番地 1
- ・ 建設年度 平成 9 年
- ・ 構造、階数 RC 造 5 階建
- ・ 総戸数 20 戸
- ・ 屋上面積 約 361m²

6 業務内容

- (1) 既存建物の調査
- (2) 関係機関との打合せ・調整

- ① 各種法令手続きの打合せ・調整
 - ② 関係官庁との打合せ
 - ③ 発注者及び関係機関との各種打合せ
- (3) 設計図書の作成
- ① 改修工事の設計図書作成
 - ② 上記図書に付随した関係資料の作成

7 貸与資料

設計に際して、以下の資料を貸与するものとし、受注者は、業務完了後速やかにこれを返却すること。

- ① 既存建物の図面一式
- ② その他本業務遂行に必要となる資料

8 管理技術者

受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

9 打合せ及び記録

- (1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義をただすものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時、設計図の確認時、成果品納品時において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果については、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

10 工事費積算にあたっての留意事項

- (1) 工法選定
 - ・選定理由を明確にすること。
- (2) 数量積算
 - ・各工事毎において、数量を算定した計算式を明示すること。
 - ・上記の数量算定の根拠と、図面との突合が容易なこと。
 - ・同工種及び類似工種において、異種単価は使用しないこと。
- (3) 使用単価
 - ・一式単価の使用は極力さけること。
 - ・物価資料、見積その他の積算資料によるものとし、見積単価を使用する場合は、三者以上から見積もりを徴すること。

11 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- ・設計図 …A3 サイズ 1 部及び電子データ (CD)
- ・工事費設計書 …単入り 1 部及び電子データ (CD)
…単抜き 1 部及び電子データ (CD)
- ・各種数量計算書及び資料 …A4 サイズ 1 部及び電子データ (CD)

12 特許権の使用

受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、特許権等の使用に関して要する負担費用を求める場合は、権利を所有する第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得なければならない。

13 その他

(1) 提出書類

- ① 受注者は、契約締結の日から 7 日以内に業務着手届（様式任意）を提出すること。
- ② 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。（業務計画書の内容は、監督員の指示による。）
- ③ 受注者は、業務履行時に次の書類を提出する。

ア 業務履行届 (様式任意)

(2) その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受注者との協議により定めるものとする。